

盛土規制法に関するお知らせ

奈良県では、令和7年5月初旬に規制区域を指定し、盛土規制法の運用を開始する予定です。

候補区域について

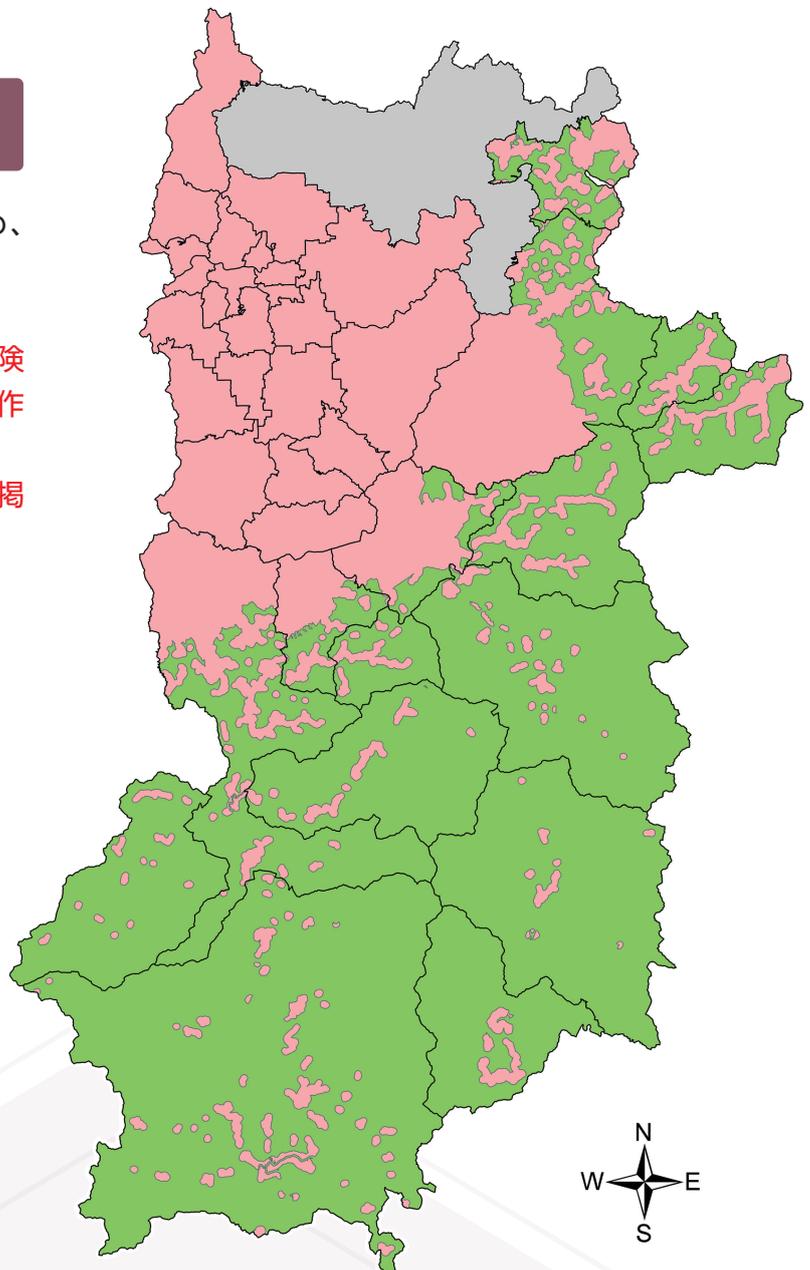
盛土等に伴う災害から人命を守るため、「宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）」が定められました。

奈良県では、盛土規制法に基づき、危険な盛土等を規制する区域の候補区域を作成しました。
(候補区域は、奈良県ホームページにも掲載しています。)

凡例

- 市町村境界
- 奈良市(県管轄外)
- 宅地造成等工事規制区域
- 特定盛土等規制区域

※奈良市域の規制区域は奈良市(中核市)が指定します。



盛土規制法の概要

■ 規制区域が指定されます

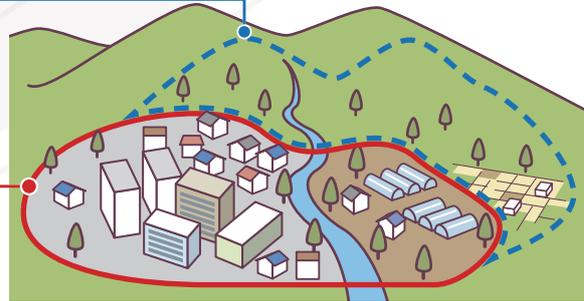
盛土等が崩れることにより人家などに被害を及ぼす可能性のあるエリアを、危険な盛土等を規制する区域として指定します。

特定盛土等規制区域

市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家などに危害を及ぼしうるエリアを指定

宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家などに危害を及ぼしうるエリアを指定



■ 安全な盛土等をつくります

規制区域内で盛土等を行う場合は、あらかじめ許可又は届出が必要になります。

■ 盛土等を安全に保つ必要があります

規制区域内の盛土等が行われた土地では、過去の盛土等を含めて、土地所有者等が常に安全な状態に維持する必要があります。

■ 罰則が強化されます

無許可行為や命令違反時に対する懲役刑や罰金刑の水準が強化されます。

今後の流れ



※詳細なスケジュールは決まり次第、ホームページに掲載します。

盛土規制法に関する情報

奈良県



国土交通省



農林水産省



林野庁



奈良県ホームページ

<https://www.pref.nara.jp/63548.htm>

